

江東区 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東区障害者計画」と「第5期江東区障害福祉計画」、「第1期江東区障害児福祉計画」の策定作業を進めています。

このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、皆さんからのご意見を募集します。

素案に対するご意見をお寄せください

計画素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、障害者支援課(区役所隣防災センター2階17番)、保健所および各保健相談所・出張所・図書館で閲覧できます。

いただいたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページで公表します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【意見の募集期間】

12/1(金)～22(金) 必着

【意見の提出方法】

①氏名②住所(区外の方は在勤・在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは、障害者支援課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

☎ 障害者支援課施策推進係
☎ 3647-4749、FAX 3699-0329

【今後のスケジュール】

意見募集締切後、平成30年3月に計画策定し、区議会への報告および、区民への公表を予定しています。



▲共生社会の実現へ向けて(写真は区内障害者通所支援施設)

第4章 施策の方向と展開

1. 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

【施策の方向性】

利用者本位の考え方に基づく相談支援の充実と更なる利便性の向上、障害特性に応じた情報提供体制やコミュニケーション支援の充実を図っていきます。

【施策の展開】

- (1) 相談支援および権利擁護体制の充実
障害者の地域での自立生活を支援

するため、相談支援体制および権利擁護体制の充実を図ります。

(2) 情報バリアフリー化の推進

点字による広報、防犯や防災等の各種情報のメール通知など、障害特性に配慮した情報提供に努めるとともに、パソコン講習会の開催による情報活用能力の開発などを進めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣、点字への翻訳など、障害のある人とない人との相互のコミュニケーションの充実を図ります。(3面へ続く)



区民説明会

計画素案の説明会を開催します。(各回とも同じ内容、手話通訳・要約筆記あり) 時間 右表のとおり 会場 当日直接会場へ

開催日	時間	場所
12/7(木)	19:00～21:00	区役所7階第71～73会議室
12/8(金)	14:00～16:00	豊洲文化センター8階第2研修室(豊洲2-2-18)
12/13(水)	14:00～16:00	総合区民センター7階第4・5会議室(大島4-5-1)
12/15(金)	10:00～12:00	砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3)
	14:00～16:00	区役所7階第71～73会議室

江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の目的

本区の実情や国の制度改革の動向、社会の変化等も踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが地域社会の一員として支えあい、障害者の自立した地域生活をより充実していくために、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基本法に基づく計画で、本区の障害者施策の基本指針となるものです。また、「江東区障害福祉計画」は障害者総合支援法に、「江東区障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく計画で福祉サービスの必要見込量等を設定するものです。

3. 計画の期間

江東区障害者計画は平成30～35年度の6年間、江東区障害福祉計画と江東区障害児福祉計画は、平成30～

32年度の3年間の計画とします。

4. 実効性のある取り組みの推進

原則1年に1回、前年度の実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえて、計画の分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直しを行います。

第2章 障害者の現状

本区では、人口の増加に伴い障害のある人の数も増加傾向にあります。また、障害者に対する支援(行政の施策)は、各種の相談窓口、障害者手帳の交付、手当・年金などの支給、居宅介護など福祉サービスのほか、教育関係、雇用・就業関係など、多岐にわたります。

第3章 基本理念、基本目標

本計画では、現行計画を受け継いで3つの基本理念を掲げ、基本目標、施策の柱について、下表のように体系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱
共生社会の実現	障害者の地域生活の確立	1 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援
		2 自立生活の支援
		3 健康を守る保健・医療の充実
障害者の自立支援	障害者の社会参加・参画の推進	4 ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善
		5 雇用・就労の拡大
		6 地域活動の支援
生活の質の向上	共に支えあう地域社会の構築	7 区民の理解と共感の醸成
		8 安全・安心な地域生活環境の整備
		9 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

郵便はがき



差出有効期間
平成29年12月
28日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 福祉部
障害者支援課 施策推進係 行

(受取人)
東陽四丁目11番28号



こうとう区報は発行日から3日かけて郵便ポストへお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00～19:00) ☎ 3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020
オリンピック・パラリンピックを
成功させよう!

凡例 日時 場所 集約 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 縮刷 申込 問合先 HP ホームページ Eメール